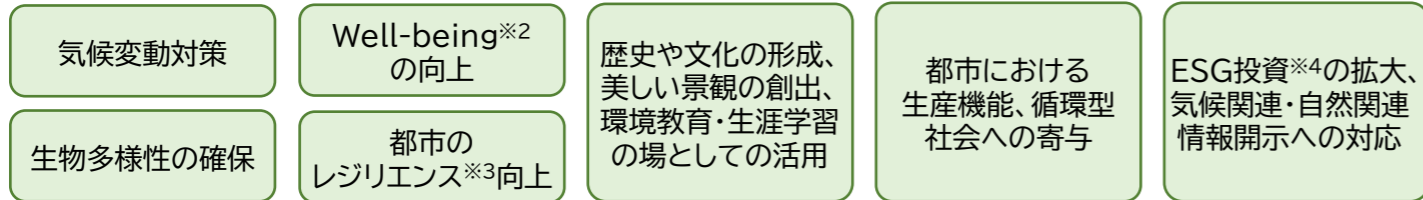


1 見直しの背景

○ 緑地※1の保全及び緑化の推進の意義



※出典:都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(国土交通省)

○ 緑地に係る近年の国内外の動き

世界	R4.12 昆明・モンテリオール生物多様性枠組 2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
環境省	R5.3 生物多様性国家戦略2023-2030 2030年目標 ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現
国土交通省	R6.12 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針 全体目標 将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

緑地の機能を活かした施策の必要性の高まり

○ 熊本市の緑地保全に係る代表的な制度

風致地区制度	・制度概要:都市における良好な自然的景観の維持を目的とした制度 ・開始時期:昭和5年 ・指定状況:7地区・1,598ha
環境保護地区制度	・制度概要:市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐことを目的とした制度 ・開始時期:平成元年 ・指定状況:13地区・13ha

都市化や高齢化等の進行による制度疲労

2 熊本市の緑地の現状と課題

○ 熊本市の都市の骨格を構成する緑地

- ①金峰山、立田山、雁回山等の山
- ②江津湖、白川・緑川等の水辺周辺の緑地
- ③北部地域の台地などの斜面部の緑地
- ④市街地に点在する緑地(街路樹・都市公園・社寺林等)

○ 緑地の現状

緑被率※5の推移

H24	32.1%
H30	32.8%(+0.7%)
R6	35.3%(+2.5%)

緑被率は上昇しているものの、以下の問題が顕在化

- ①竹林化、野草地化の進行
- ②市街化区域及びその周辺の樹林地の消失、孤立

○ 課題(取組の方向性)

持続可能な「森の都」の実現

既存の法制度による緑地の保全

新たな保全制度による
緑地の保全の推進と
適正管理・活用の推進

3 見直しにあたっての基本的考え方

1 特別緑地保全地区制度の導入

- 現状凍結的に緑地を保全することで、適正に緑地を保全
- 国の支援等を活用し保全緑地の適正管理や活用を推進

2 環境保護地区制度の見直し

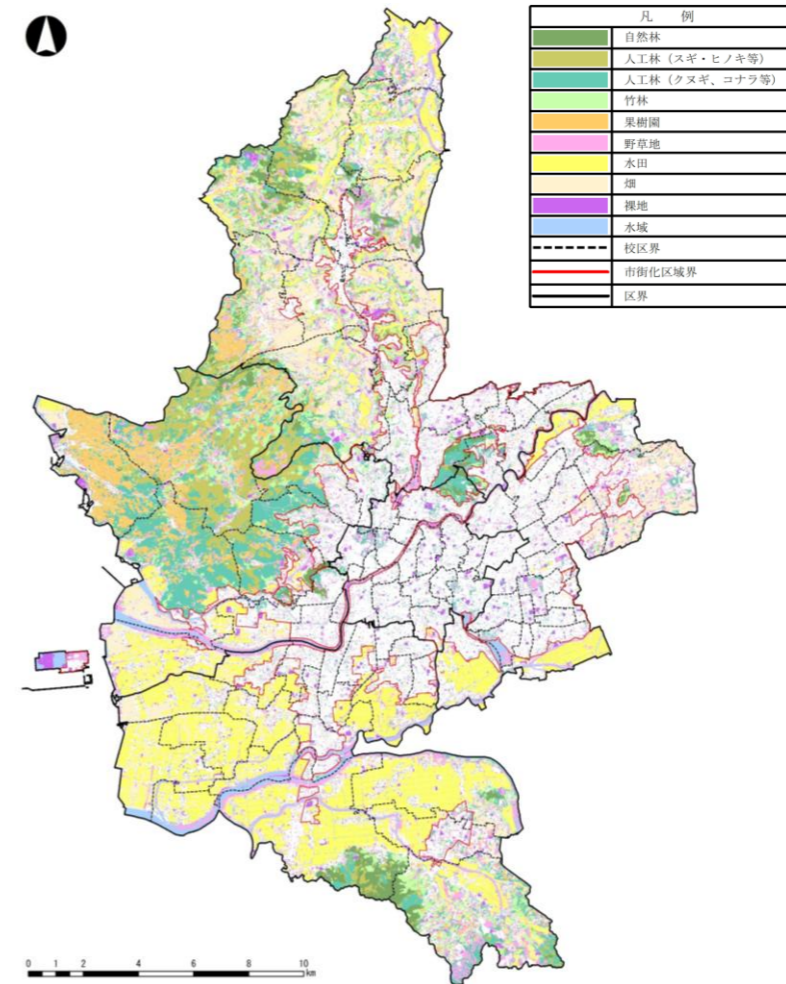
- 特別緑地保全地区制度を補完し、一体となって効果的に緑地を保全
- 緩やかな規制の中で緑地を保全する制度として見直し

3 優先的に保全すべき緑地の抽出

- 緑地の特性や機能を定量的に評価し優先的に保全する緑地を抽出
評価項目 ①歴史文化 ②風致景観 ③生物多様性 ④防災減災 ⑤気候変動対策 ⑥Well-being向上 ⑦開発リスク ⑧行政計画
- 抽出された候補地について地権者と合意形成を図り順次指定

4 支援や土地の活用のあり方

- 地権者の負担軽減、保全意識の向上、適正管理や活用の推進のための各種団体との連携などにより、将来にわたって緑地を適正に保全
- 特別緑地保全地区、環境保護地区の制度内容を比較の上、以下の面で必要となる支援を検討
①税制措置 ②維持保全 ③技術支援、啓発 ④管理、活用



緑の現況図(令和6年緑被率調査)

○ 注釈

- ※1 緑地
樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの(都市緑地法)
- ※2 Well-being
個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念(厚生労働省)
- ※3 都市のレジリエンス
自然災害などの衝撃による急激な影響や、人口減少や少子高齢化、気候変動などの重要な環境変化の影響を乗り越えるしなやかな強さ
(増田 幸宏・関 尋仁、自治体の計画分析による都市レジリエンス評価に関する研究)
- ※4 ESG投資
財務的な要素に加えて、非財務的な要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮する投資(財務省)
- ※5 緑被率
緑の総量を把握する指標で、対象区域(市域)の面積に占める「緑被地(一定の緑に覆われている土地)」の面積の割合。自然林、人工林、竹林、果樹園、野草地、水田、畑、裸地、水域の9種類に分類。ここでは、以下の式で算出した緑被率を明記。
緑被率=(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地)÷対象区域(市域)

(写)

緑地の保全制度の見直しに当たっての
基本的考え方について

答 申 書

令和 8 年(2026 年)2 月 12 日
熊本市環境審議会

緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

1 はじめに

令和6年(2024年)7月31日、熊本市長から本審議会に対し、本市の緑地の保全制度の見直しに当たり、基本的な事項について諮問を受けて、次のとおり10回にわたり審議を進め、とりまとめを行ったので、ここに答申する。

2 審議経過

令和6年度(2024年度)第2回熊本市環境審議会

開催日時 令和6年8月2日(金)

諮問事項 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

令和6年度(2024年度)第1回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和6年11月27日(水)

審議事項 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

審議詳細 緑地に係る国内外の動向、既存計画との関連、緑地保全の方向性

令和6年度(2024年度)第2回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和7年2月5日(水)

審議事項 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

審議詳細 指定要件、指定候補地、制度設計案

令和6年度(2024年度)第3回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和7年3月28日(金)

審議事項 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

審議詳細 緑地保全の方向性、指定要件、指定候補地、制度設計案

令和7年度(2025年度)第1回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和7年4月30日(水)

審議事項 中間答申(案)、現地調査手法

令和7年度(2025年度)第1回熊本市環境審議会

開催日時 令和7年5月23日(金)

審議事項 中間答申(案)

中間答申

答申日時 令和 7 年 6 月 2 日(月)

令和 7 年度(2025 年度)第 2 回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和 7 年 7 月 25 日(金)

審議事項 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

審議詳細 指定候補地の抽出方法、支援策、活用手法の検討

令和 7 年度(2025 年度)第 3 回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和 7 年 10 月 14 日(火)

審議事項 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

審議詳細 指定候補地の抽出方法、支援策、活用手法の検討、制度改正案、
現地調査

令和 7 年度(2025 年度)第 4 回熊本市環境審議会自然環境部会

開催日時 令和 8 年 1 月 28 日(水)

審議事項 答申(案)

令和 7 年度(2025 年度)第 2 回熊本市環境審議会

開催日時 令和 8 年 2 月 5 日(木)

審議事項 答申(案)

3 見直しに当たっての背景

都市における緑地^{※1}は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤である。

また、急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、その解決手段として、この多様な機能^{※2}を有する緑地への期待が国内外でより一層高まっている。

近年の国内の動きとして、環境省は令和 5 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、2030 年目標として「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」を掲げ、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指している(30by30 目標)。また、国土交通省は令和6年 11 月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行し、国主導による戦略的な都市緑地の確保を

目的に、緑地の保全や創出に係る支援の拡充や制度の創設等を行っており、緑地の広域的・有機的なネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)^{※3}形成の重要性を説いている。

一方、熊本市では、昭和 5 年に「風致地区」を指定の上、都市における良好な自然的景観を維持してきた。また、平成元年には「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(以下、「本条例」という。)」を施行し、野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域や水辺景観が優れている地域などを「環境保護地区(以下、「本制度」という。)」に指定の上、その貴重な自然環境を保護してきた。

現在、本制度により13地区、約13ha の地域を指定しており、特に貴重な自然環境を構成する樹林地^{※4}の保全に努めてきたところであるが、本制度は伐採等の行為に対する規制が緩やかであることから、宅地造成などに伴う伐採行為を十分に抑制できていない状況が見られる。また、土地所有者(以下、「地権者」という。)の高齢化や相続等を背景として、管理不足に伴う緑地の荒廃や、指定解除等の問題が生じている。加えて、指定要件として2000m²以上の緑地を対象としており、2000m²未滿の緑地を保全する仕組みがないことや、緑地の評価項目の一つである景観についての客観的評価が難しいこと等も問題として挙げられることから、この貴重な自然環境を後世にわたって保全していくための制度の見直しが急務となっている。

4 熊本市の緑地の現状

熊本市には、金峰山や立田山、雁回山をはじめとした山や、江津湖や白川・緑川などの水辺周辺の緑地、北部地域などの台地の斜面部の緑地、市街地に点在する緑地(街路樹、都市公園、社寺林等)がある。これらの緑地は、熊本市の都市の骨格を形成する要素であり、かつ、熊本らしい景観特性を現す貴重な自然環境である。

現在、熊本市は、第 8 次総合計画において、「上質な生活都市」というめざすまちの姿を掲げ、持続可能な森の都の実現に取り組むこととしており、その手段として、熊本市緑の基本計画に掲げる「緑を守る」「緑を育む」「緑を活かす」「緑を繋げる」という基本方針に従い、各種の緑地施策を総合的に展開している。なお、緑地の保全のために活用している法制度としては、金峰山等の山など比較的大規模な緑地を対象にした自然公園法や森林法、本妙寺山地区や江津湖地区などの緑地を対象にした都市計画法に基づく風致地区制度などが挙げられる。

熊本市の緑地の現状について、1970 年代以降の緑被率^{※5}の推移及び土地利用の変遷を分析すると、市域全体で都市化による水田やその他の農用地(畑・果樹園)の大幅な減少が見られ、更に市街化区域及びその周辺においては樹林地の減少、消失、孤立が進行している。

一方で、2012年以降は、自然林や人工林の成長による樹林地の拡大や、竹林化、水田・畑等の野草地化などが要因となり、緑被率が上昇傾向にある。

また、市街地に点在する緑地同士のつながりによるエコロジカル・ネットワークが維持されていることが確認できるが、宅地化等による樹林地の消失、孤立は今もなお進行している状況である。

5 熊本市の緑地の課題

熊本市に残る貴重な緑地や自然環境を後世にわたって引き継ぐためには、緑地の消失や孤立の進行を防止または抑制するための新たな緑地の保全制度の運用が求められる。本制度及び各種の法制度によりこれまで保全してきた緑地については、引き続き保全に努めるとともに、それ以外の緑地についても、緑地の多様な機能を有する場として価値を再認識の上、新たな制度の中で積極的に保全するとともに、適正な維持管理や活用の推進を図ることが必要である。

また、本制度や風致地区制度は、指定後の伐採等の制限が緩やかであることから、残存する緑地ごとの場所や特性、機能を把握し、例えば稀有な自然環境を有する緑地や、開発のおそれが高い緑地などについては、消失防止のため伐採等に対する制限がより厳格な制度を活用し、保全を行うことが重要である。

なお、森の都の実現のためには、緑地の保全とあわせ、緑地の創出に向けた取組を推進し、総合的に緑地保全・緑化推進施策を展開していくことが求められる。

6 見直しに当たっての基本的考え方

緑地の保全制度の見直しに当たっては、以下の方針を基に対応されたい。

(1) 特別緑地保全地区制度の導入について

都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」^{※6}は、伝統的又は文化的意義を有する緑地や、風致景観が優れる緑地などを対象に、都市計画法に基づく都市計画決定を行うことで、一定以上の建築行為や伐採行為等を規制し、現状凍結的に緑地を保全するための制度である。

許可制により行為の制限を行うことから、これまでの環境保護地区制度による規制と比べ、より適正に緑地の保全を行うことが可能であり、また適正管理のために国の支援を活用することが可能となるため、特に貴重な自然環境を有する緑地については、緑地の消失を防止する観点から、この制度を活用し保全をされたい。

(2)環境保護地区制度の見直しについて

環境保護地区制度は、特別緑地保全地区制度を補完し、一体となって、より効果的に緑地の保全を行うために活用することが必要である。

そのため、特別緑地保全地区制度が伐採等の行為に対し厳格な制度であることから、環境保護地区制度については、緑地の消失を抑制する観点から、緩やかな規制の中で緑地を保全する制度として見直しをされたい。

具体的には、指定面積2,000㎡以上の要件の廃止、現行の指定交付金、協定協力金に代わる支援としての維持保全等に資する支援策の強化、買入制度の廃止等を検討すること。

(3)優先的に保全すべき緑地の抽出について

緑地の指定に当たっては、市域全体として緑のつながりを維持していくことや、地域が大切にしてきたランドマークとなる緑地、希少生物が確認される等の稀有な自然環境を有する緑地などを保全することを念頭に、市内に残存する緑地について、その特性や機能を基に定量的に評価し、貴重な自然環境を保護するため優先的に保全すべき緑地の候補地を抽出されたい。なお、抽出にあたっては、以下に示す項目にて評価を行うこと。

また、抽出された候補地については、現地調査を実施し、地権者との合意形成が図れたものから随時指定をされたい。

○評価項目

1 特別緑地保全地区、環境保護地区の指定要件等を踏まえた評価

①歴史文化

神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、伝統的又は文化的意義を有する緑地

②風致景観

風致又は景観、特に河川、湖沼、湧水地その他の水辺と一体となった水辺景観が優れている緑地

③生物多様性

- ・動植物の生息地又は生育地となっており、都市の生物多様性の保全に資する緑地
- ・都市のエコロジカル・ネットワークの向上に資する緑地

④防災減災

急傾斜地等における土砂災害防止などの防災減災、都市のレジリエンス^{※7}の向上に資する緑地

2 住民の健全な生活環境の確保のための緑地の機能を踏まえた評価

①気候変動対策

ヒートアイランド現象の緩和等の気候変動適応策として重要な緑地

②Well-being^{※8}の向上

都市環境に起因する健康リスクの低減や Well-being の向上に寄与する緑地

3 開発リスク、行政計画を踏まえた評価

①開発リスク

建築、開発行為等による消失可能性の高い緑地

②行政計画

熊本市緑の基本計画などの行政計画に基づき、重点的に緑地や景観等を保全すべき緑地

(4)地権者への支援や土地の活用のあり方について

特別緑地保全地区、環境保護地区に指定した際には、一定の行為規制が発生し、土地の地権者に対して負担が生じることとなるが、将来にわたって緑地を適正に保全していくためには、土地の地権者や管理者の負担を軽減するための措置を講じるとともに、適切な管理や活用を促すことが必要である。

そのために必要となる支援や活用のあり方については、特別緑地保全地区、環境保護地区の特性に応じた支援策を検討すること。

よって、以下に示す支援、活用のあり方を踏まえ、今後具体的な支援策を検討されたい。

①税制面での支援

特別緑地保全地区については、都市緑地法に基づき、固定資産税や相続税等に対する支援が整備されているため、同法に基づき適正に運用すること。

一方、環境保護地区においては、特別緑地保全地区の制度内容と比較の上、支援のあり方について検討すること。

②維持保全の面での支援

協定協力金に代わる支援として、特別緑地保全地区、環境保護地区ともに、地権者にとって特に負担の大きい剪定や危険木の伐採等の費用に対する一部助成などの支援について検討すること。また、災害防止の観点や不法投棄防止の観点等から必要となる対策への支援も併せて検討すること。

③技術支援、啓発の面での支援

地権者にとっては、緑地の管理や活用方法は不明確な点が多いことから、剪定方法などの維持管理手法などの地権者が必要としている情報を、専門的な知見からアドバイス等するための相談体制について検討すること。また、地権者の緑地保全に対する意識向上、啓発を行うことを目的に、緑地の保全や活用事例などの有益な情報を地権者に共有、提供することも検討すること。

④管理、活用面での支援

地権者の高齢化や遠方化などが進み、管理自体困難であるケースもあることから、特に特別緑地保全地区においては、都市緑地法に基づく管理協定制度を適切に運用することで、地権者に代わって市又は市が指定する団体が管理、活用することが可能となるため、この制度の運用を検討すること。なお、管理、活用を行うにあたっては、企業や各種団体、地域住民などからの理解、協力を得ることが重要であり、地権者と各種団体等とを連携、協働させる仕組みを検討すること。

また、実際に管理、活用を行っていくにあたっては、地権者、各種団体、市などが一体となって、指定地区ごとの樹木の生育状況や現場状況等を踏まえた、個別の中長期的な保全管理計画を策定していくことも検討すること。

7 おわりに

本答申は、貴重な緑地や自然環境を後世に引き継いでいくことを目指し、熊本市における緑地の保全制度の見直しに関する基本的な考え方を示したものであり、都市の健全な環境の維持、気候変動への適応、生物多様性の保全、そして市民の豊かな暮らしの実現のための重要な一歩となるものである。

今後、熊本市においては、本答申の趣旨を踏まえ、制度の具体化に向けた条例改正や、支援策の充実などを着実に進められることを強く期待する。

また、緑地の保全は行政のみならず、市民、企業、地域住民など多様な主体の理解と協力によって支えられるものであることから、持続可能な森の都の実現に向けて、社会全体で取組を進めていくことが望まれる。

注釈

※1 緑地

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

➤出典:都市緑地法第3条

※2 緑地が有する機能を活かすための緑地の保全及び緑化の推進の意義

- ・気候変動対策
- ・生物多様性の確保
- ・Well-being の向上
- ・都市のレジリエンスの向上
- ・歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用
- ・都市における生産機能、循環型社会への寄与
- ・ESG 投資^{※9}の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

➤出典:都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(国土交通省)

※3 エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこと。

エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)の形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、良好な景観や人と自然とのふれあいの場の提供、気候変動による環境変化への適応、都市環境・水環境の改善、国土の保全など多面的な機能の発揮が期待できる。

➤出典:国土交通省資料(国土交通省)

※4 樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。

➤出典:都市緑地法運用指針(国土交通省)

※5 緑被率

緑の総量を把握する指標で、対象区域(市域)の面積に占める「緑被地(一定の緑に覆われている土地)」の面積の割合。

自然林、人工林、竹林、果樹園、野草地、水田、畑、裸地、水域の9種類に分類し、次に示す3種類の緑被率を算出。

緑被率①=(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地) ÷対象区域

緑被率②=(緑被率①の対象地+水田+畑) ÷対象区域

緑被率③=(緑被率②の対象地+裸地+水域) ÷対象区域

➤出典:熊本市緑の基本計画(熊本市)

※6 特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区。

令和6年3月末現在で、全国で86都市、657地区、2943.3haが指定されている。(内、政令指定都市で15都市、509地区、1840.6ha)

➤出典:都市緑地法運用指針及び国土交通省資料(国土交通省)

※7 都市のレジリエンス

自然災害などの衝撃による急激な影響や、人口減少や少子高齢化、気候変動などの重要な環境変化の影響を乗り越えるしなやかな強さ

➤出典:増田 幸宏・関 尋仁、自治体の計画分析による都市レジリエンス評価に関する研究

※8 Well-being

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

➤出典:厚生労働省資料(厚生労働省)

※9 ESG投資

財務的な要素に加えて、非財務的な要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮する投資

➤出典:財務省資料(財務省)

緑地の保全制度の見直しに当たっての 基本的考え方について

答申書 別紙

森林の都「くまもと」

昆明・モンリオール生物多様性枠組(R4.12)

- 2050年ビジョン 「自然と共生する世界」
- 2030年ミッション 「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」
- 23のターゲット
 - ターゲット1 空間計画の設定
すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び／又は効果的な管理プロセス下に置く
 - ターゲット3 30 by 30
陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM(保護地域以外で生物多様性を保全する地域)により保全
 - ターゲット12 緑地親水空間の確保
都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保

生物多様性国家戦略2023-2030 (R5.3)

- 2050年ビジョン 「自然と共生する社会」
- 2030年目標 「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」
- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、自然を活用した社会課題の解決などを推進
- 5つの基本戦略と状態目標、行動目標が設定
⇒空間計画の策定、30by30の推進など

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行 (R7.4)

- 増進活動実施計画等の認定制度の創設
⇒①企業等が、生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定
⇒②地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定
- 生物多様性維持協定
⇒②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結し、長期的・安定的に活動できる

「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行 (R6.11)

- 国主導による戦略的な都市緑地の確保
⇒緑地の保全に関する国の基本方針の策定
⇒都市計画を定める際の基準に、(緑地を含む)自然的環境の整備・保全の重要性を位置付け
- 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
⇒緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設
- 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
⇒民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設

「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」策定 (R6.12)

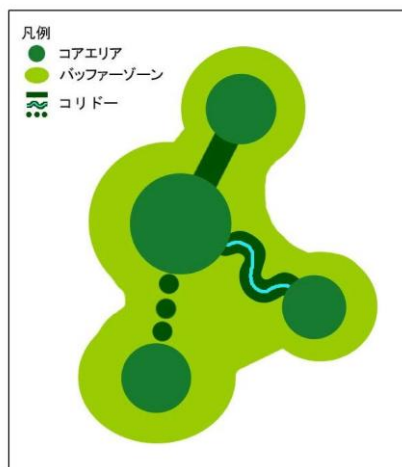
- 全体目標 「将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」
- 国全体で市街地の緑被率3割以上とすることを目標
- 都市における緑地の量の確保、質の維持・向上、配置の適正化と有機的なネットワーク化等を推進

樹林の孤立化による影響とエコロジカル・ネットワークの考え方

緑地の孤立化は、動植物の個体間の交流を困難にさせるとともに、他の個体群との交流の機会を失わせ、繁殖に必要な個体数が確保できなくなるなど、都市における動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらしている。

- 都市における緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成を通じて、動植物種の供給源となる都市の郊外の緑地から、動植物種が相対的に豊かでない市街地に動植物を誘導していく必要がある。
- 具体的には、動植物の生息地又は生育地としての緑地の量、質、規模、連続性などを評価し、都市の郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地(中核地区)、市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地(拠点地区)、中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地(回廊地区)、中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯を適正に配置するとともに、それらの緑地による有機的なネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成を通じて、都市における動植物種の円滑な移動を確保し、動植物の個体間の交流や他の個体群との交流の機会を積極的に確保していく必要がある。

出典：「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項(都市緑地法運用指針 参考資料)」国土交通省都市局, 2011 (H23)



エコロジカル・ネットワークの形成要素及びその空間配置(模式図)

【参考】「都市における生物多様性指標(簡易版)」による エコロジカル・ネットワークの算出の考え方

- 評価指標として日本全国でみられ、都市でも生息可能なコゲラ(小型鳥類)に着目し、コゲラの生息地となるポテンシャルを有する連続性のある緑地等から構成されるエコロジカル・ネットワークの状況进行评估する。
- それぞれの森林(樹林)から250m以内の森林(樹林)を連続性のある森林(樹林)とみなす。

出典：「都市における生物多様性指標(簡易版)」国土交通省都市局, 2016(H28)

動物の移動分散の距離は、種類によって様々

- ・ 大型鳥類(カワウなど) : 平均10km
- ・ 中型哺乳類(タヌキなど) : 平均1km
- ・ 爬虫類(トカゲ類) : 平均50m

出典：徳江義宏・大澤啓志・今村史子, 都市域のエコロジカルネットワーク計画における動物の移動分散距離に関する考察, 日緑工誌, 2011

熊本市第8次総合計画(R6.3) R6～R13

- めざすまちの姿 「上質な生活都市」市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち
- 都市の形成方針 (4)学校や公園、道路などの公共施設における樹木の適正な管理を推進し、市街地を取り巻く豊かな山々においては森林の健全な整備を図るほか、中心市街地や地域拠点をはじめとした市街地における緑の創出に努め、豊かな水と緑、歴史文化に彩られた「森の都くまもと」の復活と定着を目指します。
- 具体的な施策
ビジョン2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち
施策2-2 世界を魅了する都市ブランド力の向上
基本方針(2)水の都の継承と森の都の実現
公園や学校などの公共施設における緑の適正な管理に努めるとともに、街路樹の樹形や樹冠づくりなど緑あふれる景観形成に取り組むほか、民有地における豊かな緑地の保全に努めるなど、森の都の復活に取り組みます。

第4次熊本市環境総合計画(R4.3) R4～R13

- 基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
- 取組 2-2-1 緑の保全
 - ・特別緑地保全地区、緑地保全地域の指定の検討
 - ・環境保護地区の管理状況把握等を行い、適切な維持管理を促進
- 取組 2-2-2 緑の創出
 - ・市民緑地の設置や管理、緑地保全・緑化推進法人制度の活用についての検討

第2次熊本市都市マスタープラン(H29.8) H29～

- 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針
- (2)「森の都」づくり
- ・生活に身近な緑を守り、育てる
 - ・暮らしにうおいと安らぎを与える緑を保全・創出
- (3)緑の配置方針
- ・拠点となる緑と骨格軸となる緑が連携する緑ネットワークを構築

熊本市緑の基本計画(R3.3) R3～R12

- 基本理念
持続可能な「森の都」の実現
- 基本方針
①緑を守る ②緑を育む
③緑を活かす ④緑を繋げる
- 緑化重点地区
中心市街地、15の地域拠点等

第2次熊本市生物多様性戦略(R6.3) R6～R12

- 基本戦略4生物多様性を「創る」
- ・状態目標
生物の生息・生育地となる緑地が創出されている
 - ・行動目標
生態系に配慮した緑を創出する

熊本市健全な森づくり推進計画(R3.3) R2～R11

- 森づくりの方向性
- (1)森林の有する多面的機能の高度発揮
 - (2)放置竹林対策の取組の拡大
 - (3)市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成

熊本市景観計画(R6.4) R6～

- 理念
水と緑と歴史を活かし、地域と共ににぎわいと活力を育むくまもとの景観づくり
- 重点地域
水前寺周辺地域や江津湖周辺地域を含めた6地域

- 基本理念を「**持続可能な「森の都」の実現**」と定め、緑の量の充実と緑の質の向上を図ることを規定
- 4つの基本方針として「**緑を守る**」「**緑を育む**」「**緑を活かす**」「**緑を繋げる**」と定め、各種取組を推進

基本理念

持続可能な「森の都」の実現

緑を守る

豊かな自然の保全・共生

金峰山等の山々、植木や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の河川、江津湖の水辺、有明海に面する海岸線等によって構成される自然や、市街地周辺の田園、鎮守の森等の大切に守られてきた身近な自然、緑を保全します。

また、水源かん養域の保全や生物多様性の確保を図ることによって、郷土の貴重な財産である水と緑、自然を次世代に継承する、「森の都」における人と自然環境の共存、共生を図ります。



緑を育む

緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出

熊本城をはじめとする様々な歴史や文化的景観を守りつつ、多様な主体との協働により、**公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進**します。

中心市街地や地域拠点では緑化を推進し、賑わいとうるおいに満ちた魅力ある市街地を形成することによって、ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整え、「森の都」の顔となるまちの魅力を創出します。



緑を活かす

様々な機能を持つ緑の活用

公共施設や街路樹等の緑の活用により、良好な景観の形成、都市環境の維持・改善、安全性の向上を図ります。特に、公園は、官民連携による運営・維持管理を推進し、誰もが利用しやすく災害時にも役に立つ地域コミュニティ活動の場とします。

森林等の緑は様々なレクリエーションの場、都市緑地や河川敷は、緑を身近に感じられる場所にするなど、「森の都」の多様な緑が持つ、様々な機能の活用を図ります。



緑を繋げる

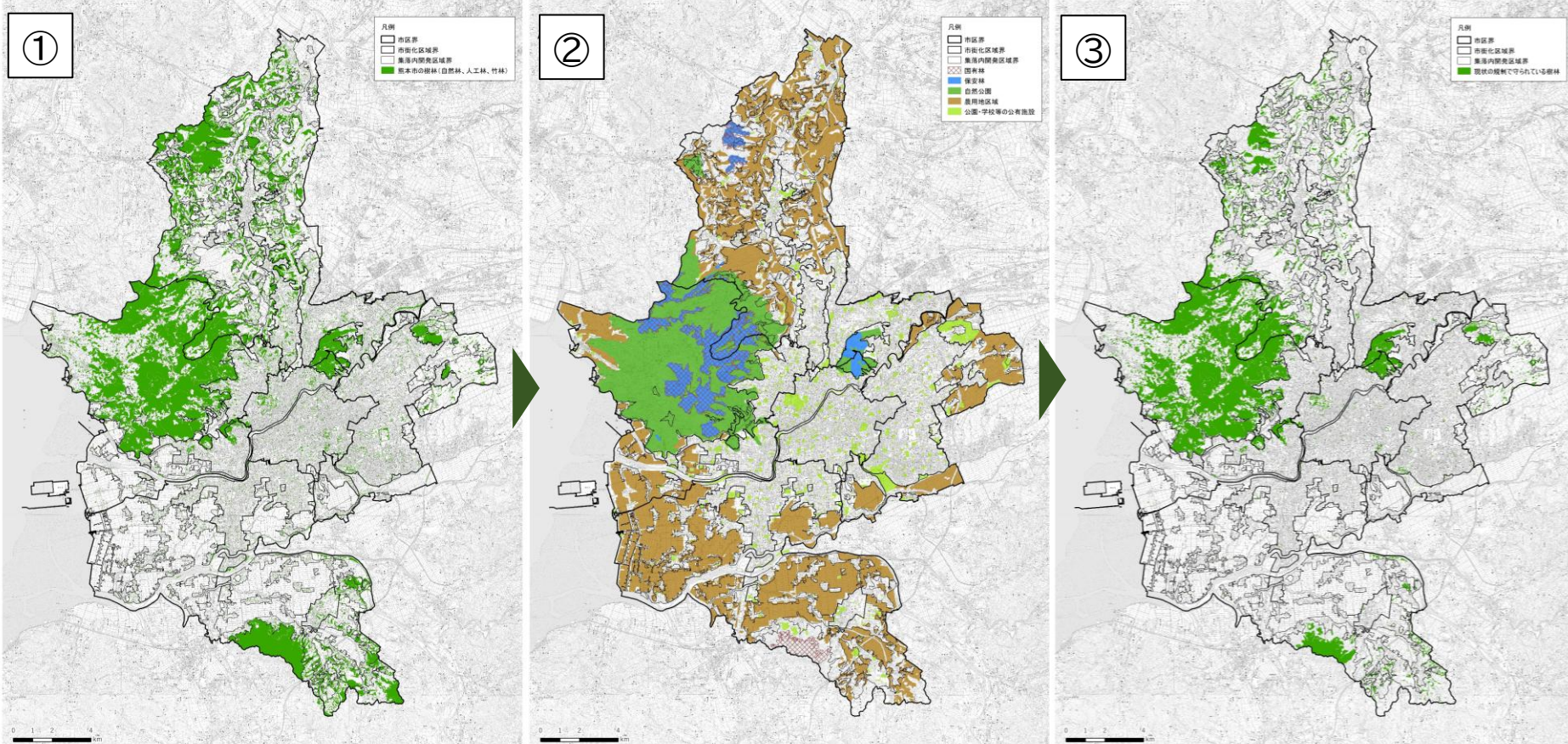
緑を支える人づくり・組織づくり

緑のイベントや緑化に関する広報、情報発信を行い、緑に親しむ人を増やします。また、全国都市緑化くまもとフェアを契機とし、市民活動団体の活動や企業の社会貢献活動等に対する支援や、緑化活動のリーダーの育成を行い、**誰もが気軽に緑化や維持管理に参加できる仕組み**をつくります。

このような市民との参画と協働の取組により、「森の都」を支える人づくり・組織づくりを行います。



- 金峰山や立田山、雁回山などの山々は、自然公園法や森林法等にて保全
- 自然的景観を有する本妙寺山地区や江津湖地区などは、都市計画法に基づく風致地区制度にて保全



緑地(樹林)分布図(R6 緑被率結果)

既存の法制度による規制状況

既存の法制度で保全された緑地

- 田・畑等を含む緑被率②③は、市域全体で1976年以降減少傾向（図1）
- **樹林率は、市域全体ではほぼ横ばいであるが、市街化区域では減少傾向**（図2）

図1 土地利用細分メッシュによる樹林率・緑被率の推移（現市域）

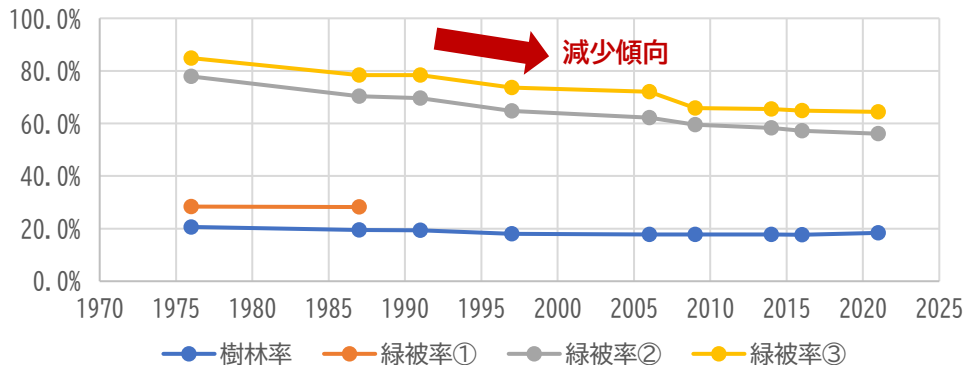
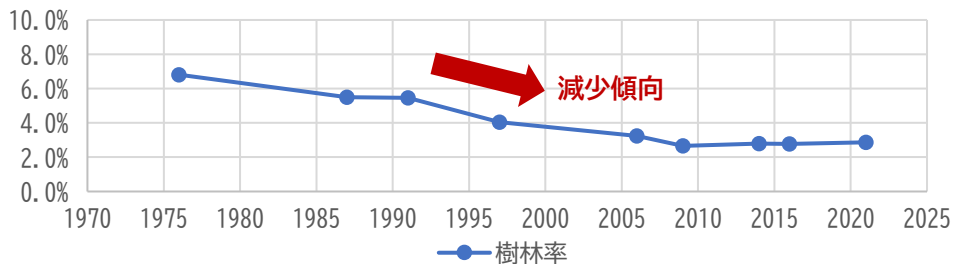


図2 土地利用細分メッシュによる樹林率の推移（現市街化区域）



凡例

	昭和51年	昭和62年	平成3年～
樹林率	(森林) ÷ 市域面積		
緑被率①	(森林+荒地+果樹園+その他の樹木畑) ÷ 市域面積		—
緑被率②	(森林+荒地+果樹園+その他の樹木畑+田+畑) ÷ 市域面積		(森林+荒地+ゴルフ場+田+その他の農用地) ÷ 市域面積
緑被率③	(森林+荒地+果樹園+その他の樹木畑+田+畑+その他の用地+湖沼+河川地A+河川地B) ÷ 市域面積	(森林+荒地+果樹園+その他の樹木畑+田+畑+その他の用地+内水地) ÷ 市域面積	(森林+荒地+ゴルフ場+田+その他の農用地+その他の用地+河川地及び湖沼) ÷ 市域面積

土地利用細分メッシュとは

- 国土交通省が整備している国土数値情報
- 全国の土地利用の状況について、3次メッシュ1/10細分区画（100mメッシュ）毎に、各利用区分（田、その他の農用地、森林（樹林）、荒地、建物用地、幹線交通用地、湖沼、河川等）を整備したもの
- 利用区分は整備年度により異なり、平成3年（1991）以降は、畑と果樹園等を一括してその他の農用地とされているため、緑被率①の算出は不可

判読事例

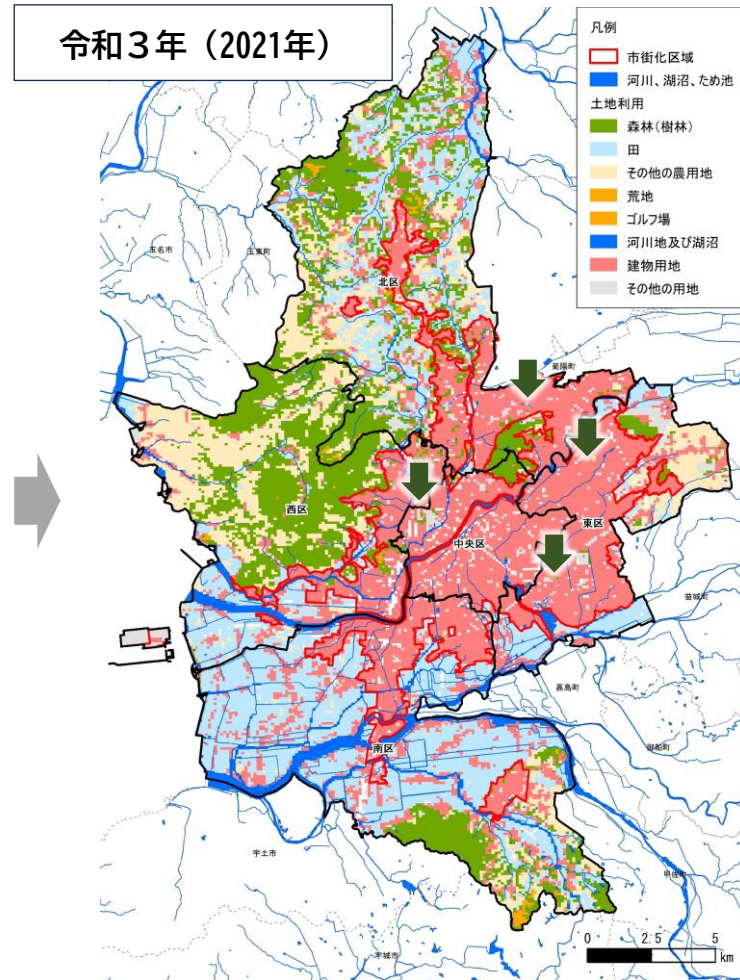
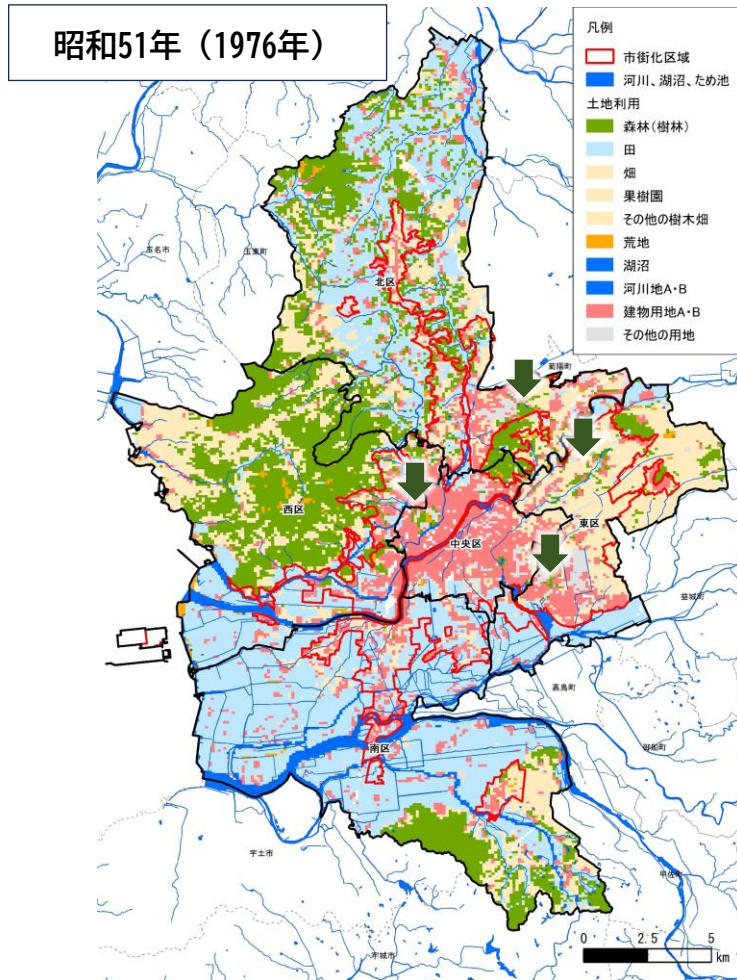
判読事例 50-03	ゴルフ場敷地内に森林用地が含まれる事例。ゴルフ場敷地内に樹林や池、建物、駐車場等が存在するなら、それぞれの分類に区分する。		
細分メッシュ番号	6441068518	撮影時期	2019年9月
衛星オルソ画像 (SPOT1.5m)		電子地形図画像	
		赤色:森林 緑色:ゴルフ場	

出典：「判読事例集」国土交通省, 2024(R5)

- 都市化により田、その他の農用地(畑・果樹園)が大幅に減少
- 立田山周辺や藻器堀川沿いなど市街化区域及びその周辺の樹林地の減少、消失、孤立が進行

土地利用細分メッシュによる土地利用の変遷

↓ 森林(樹林)が減少している主な箇所



- 緑地面積増加の主な要因は、樹林の成長による規模拡大や竹林化・野草地化の進行(表1・2)
- 緑地面積減少の主な要因は、野草地化や宅地開発等による水田・畑の土地利用の転換(表1・2)
- 市街化区域においては、平成30年に樹林だった土地の内約24%の土地が樹林以外に転換(表3)

表1 緑被率調査による緑被率推移

年度	樹林率	緑被率①	緑被率②	緑被率③
平成24年(2012年)	19.8%	32.1%	59.9%	65.3%
平成30年(2018年)	20.4%	32.8%	58.6%	64.9%
令和06年(2024年)	21.9%	35.3%	59.3%	65.3%

表2 緑被率調査による緑地区分毎の増減面積 (ha)

年度	自然林・人工林	竹林	野草地	果樹園	水田・畑	裸地	水域
平成24年 ⇒平成30年	+115.70	+165.65	+285.72	-230.41	-767.04	+423.18	-35.86
平成30年 ⇒令和6年	+526.20	+72.58	+794.43	-408.17	-708.65	-197.33	+58.17
平成24年 ⇒令和6年	+641.90	+238.23	+1080.15	-638.58	-1475.69	+225.85	+22.31

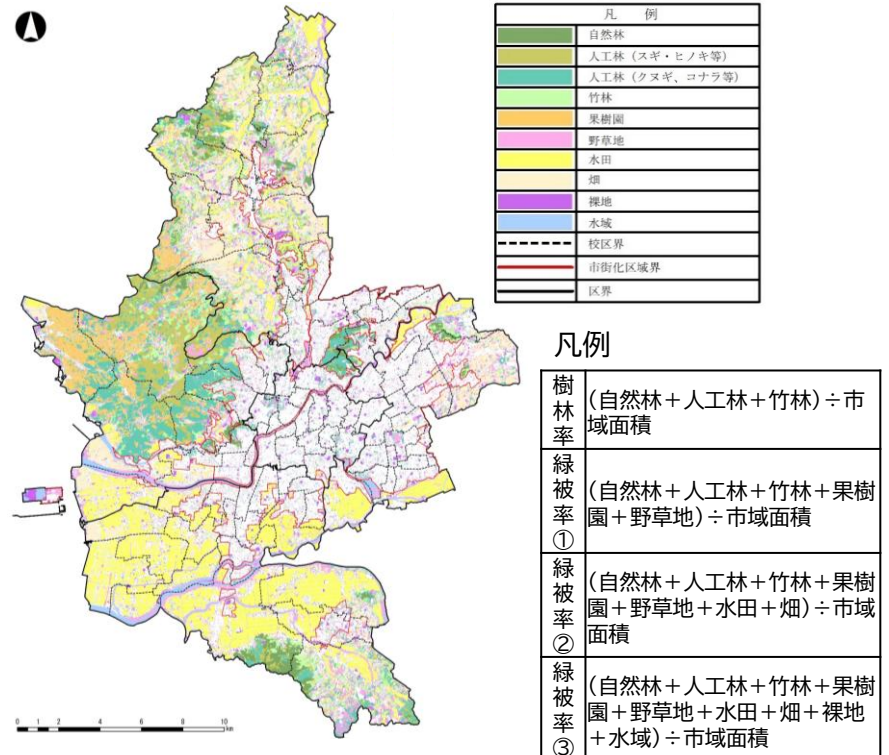
表3 緑被率調査による市街化区域内の樹林の減少状況

年度	自然林・人工林	竹林	樹林
平成30年	525.96ha	154.62ha	680.59ha
令和6年※	377.38ha	138.94ha	516.32ha
面積増減	-148.58ha	-15.68ha	-164.27ha
減少率	28.2%	10.1%	24.1%

※本表内の令和6年の樹林面積は、平成30年調査で樹林と判読した土地を対象に算出(平成30年から令和6年にかけて新たに創出された樹林の面積は含まれない)

緑被率調査とは

- 市が5,6年毎に実施している緑の総量の把握のための調査
- 緑被率とは、市域面積に占める緑被地(一定の緑に覆われている土地)の面積の割合であり、航空写真を基に判読
- 緑地を9種類に分類し分析(自然林、人工林、竹林、果樹園、野草地、水田、畑、裸地、水域)



熊本市の緑地の現状(面積の増減が大きかった緑地)



増加の要因

- 野草地・果樹園から「自然林・人工林」に変わった場所や、畑・裸地から「野草地」に変わった場所が多く、これらは適正な維持管理がなされなかったこと等が要因として考えられる

減少の要因

- 「果樹園」から人工林(クヌギ等)・野草地に変わった場所や、「水田・畑」「裸地」から野草地に変わった場所は、適正な維持管理がなされなかったこと等が要因として考えられる
- 「水田・畑」「裸地」から緑地以外に変わった場所は、宅地開発等が要因として考えられる

面積 (ha)

年度	自然林・人工林	野草地	果樹園	水田・畑	裸地
平成30年(2018年)	5973.57	2850.51	1993.21	10044.07	934.52
令和6年(2024年)	6521.56	3656.16	1593.48	9351.63	1357.70
平成30年⇒令和6年	+526.20	+794.43	-408.17	-708.65	-197.33

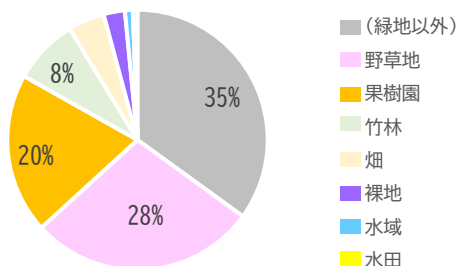
※人工林(クヌギ等)には、クヌギ・コナラ等の二次林、遷移が途中段階の樹林(先駆性の二次林等)、公園・学校・街路樹等の樹林が含まれる。

増加の要因

平成30年から令和6年にかけて大きく面積が増加した緑地の土地利用の変化について

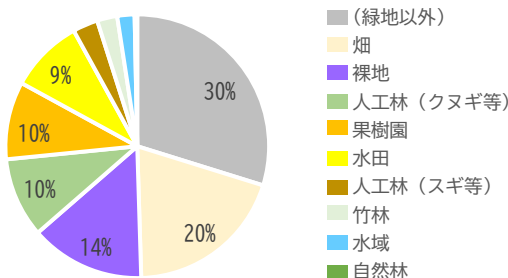
「R6自然林・人工林」の元の土地利用

※土地利用が変わらない場所は除く



「R6野草地」の元の土地利用

※土地利用が変わらない場所は除く

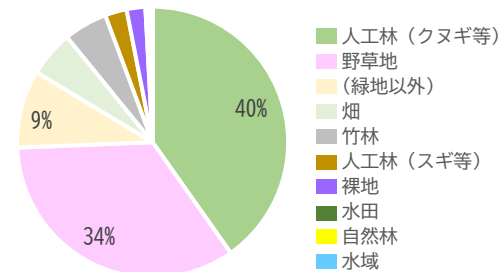


減少の要因

平成30年から令和6年にかけて大きく面積が減少した緑地の土地利用の変化について

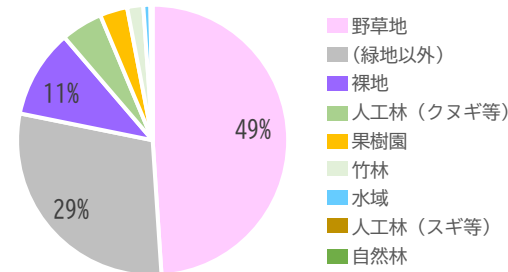
「H30果樹園」の今の土地利用

※土地利用が変わらない場所は除く



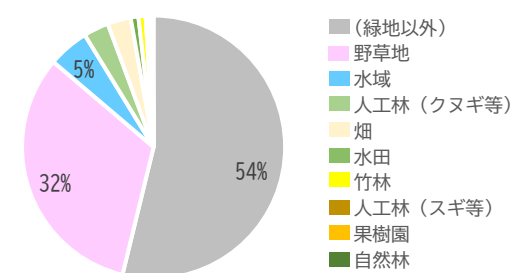
「H30水田・畑」の今の土地利用

※土地利用が変わらない場所は除く



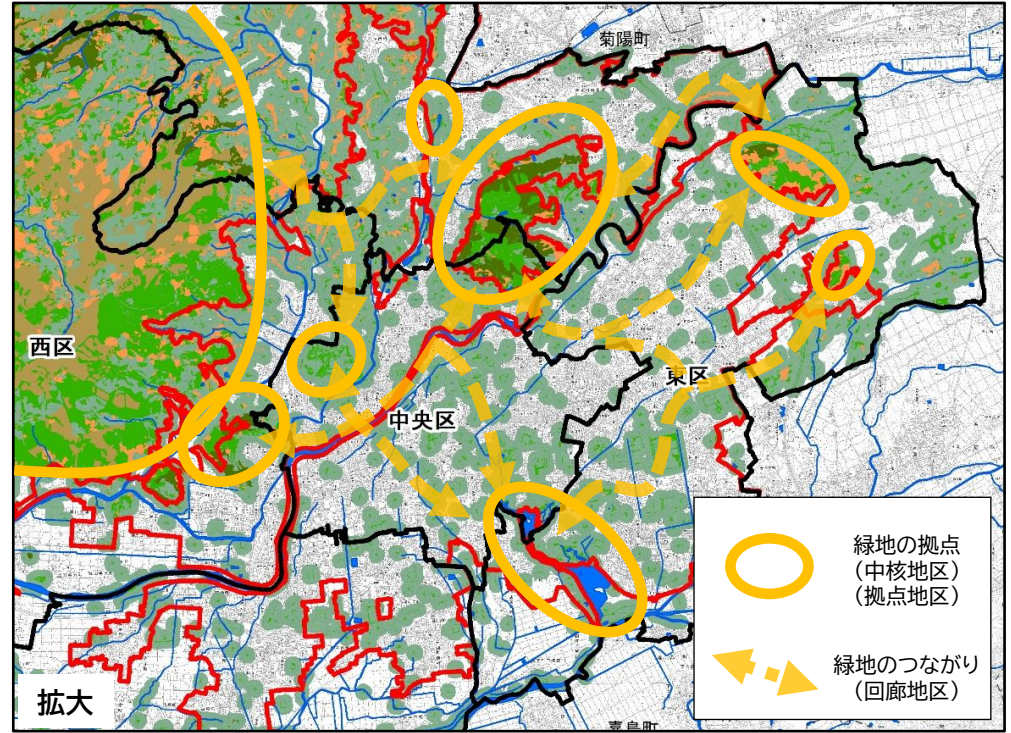
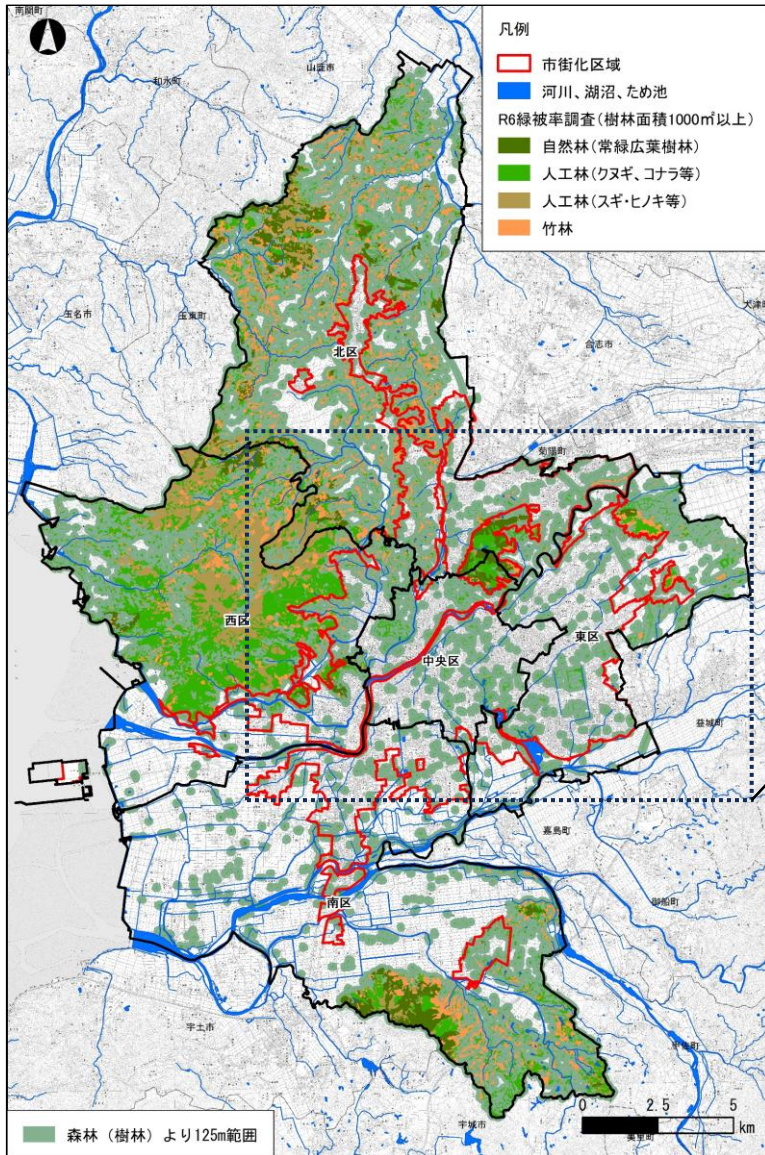
「H30裸地」の今の土地利用

※土地利用が変わらない場所は除く



令和6年緑被率調査結果を基に算出したエコロジカルネットワーク

※連続性のある緑地=250m以内の樹林と仮定し算出

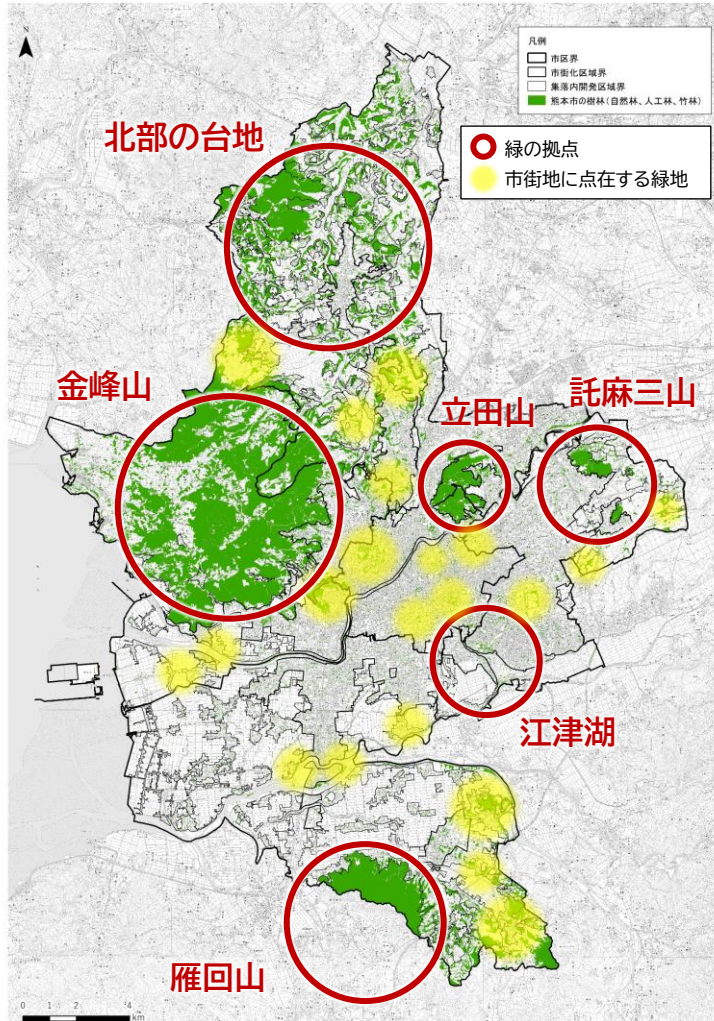


都市化が進行する中央区、東区においては、水辺周辺の緑地や市街地に点在する街路樹、公園等の公共施設や社寺林などの緑地により断続的にエコロジカルネットワークが維持されている

緑地の保全を推進しつながりを維持することが重要

- ※1: 上記図面は令和6年緑被率調査により抽出した1000㎡以上^{※2}の樹林のデータを利用し作成
- ※2: 国土交通省が進めている優良緑地確保計画認定制度においては、既往研究^{※3}をもとに、緑地面積1000㎡以上が認証の対象
- ※3: 服部保・上村木昭春ら、三田市フラワータウン内孤立林の現状と保全について、造園雑誌 57 (5) ,1994

- 各種計画に基づく総合的な施策の展開により各地の貴重な緑地を保全・活用し、持続可能な森の都の実現を図る
- 保全する緑地のうち、法令等による保全が図られていない緑地を対象として新たな保全制度を活用

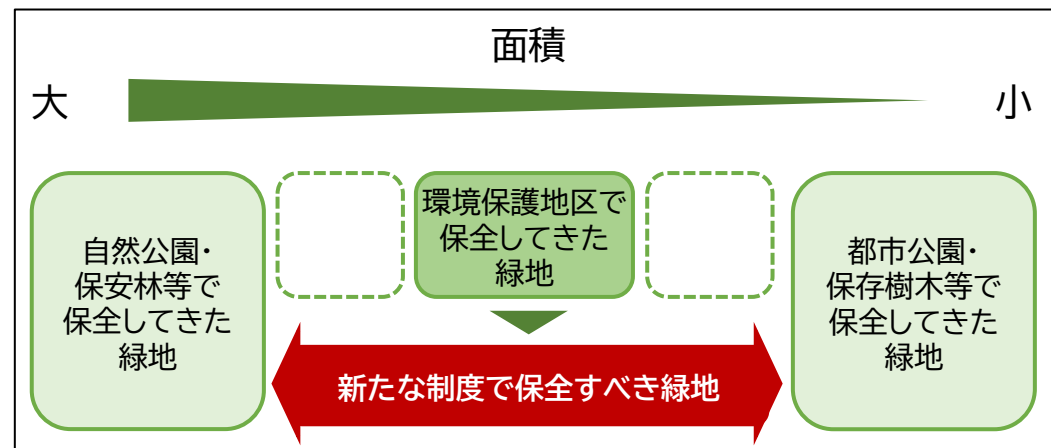


将来にわたって保全していく緑地(各種計画から抽出)

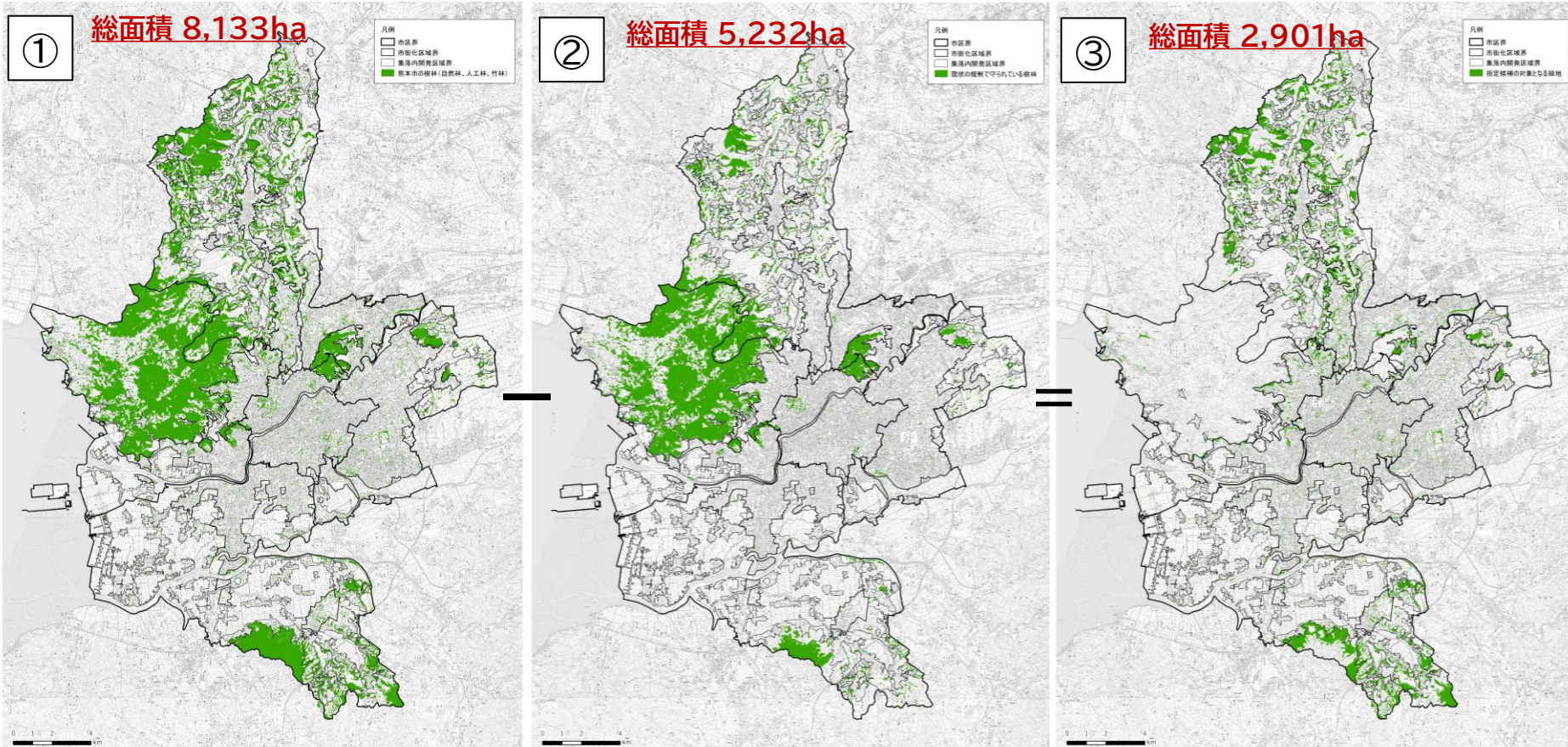
- ①金峰山、立田山、雁回山、託麻三山などの山
- ②江津湖、白川・緑川などの水辺周辺の緑地
- ③北部地域などの台地の斜面部の緑地
- ④市街地に点在する緑地(街路樹、都市公園、社寺林等)

新たな緑地保全制度を導入することで、より効果的に施策を展開し、持続可能な森の都くまもとの実現を目指す

施策の展開イメージ



○ 現存する緑地のうち、法制度で保全されている緑地※を除いた緑地を**新たな制度で保全する緑地**と定義
 ※環境保護地区、風致地区については、伐採等に対し緩やかな規制に留まることから、今回制度の保全対象



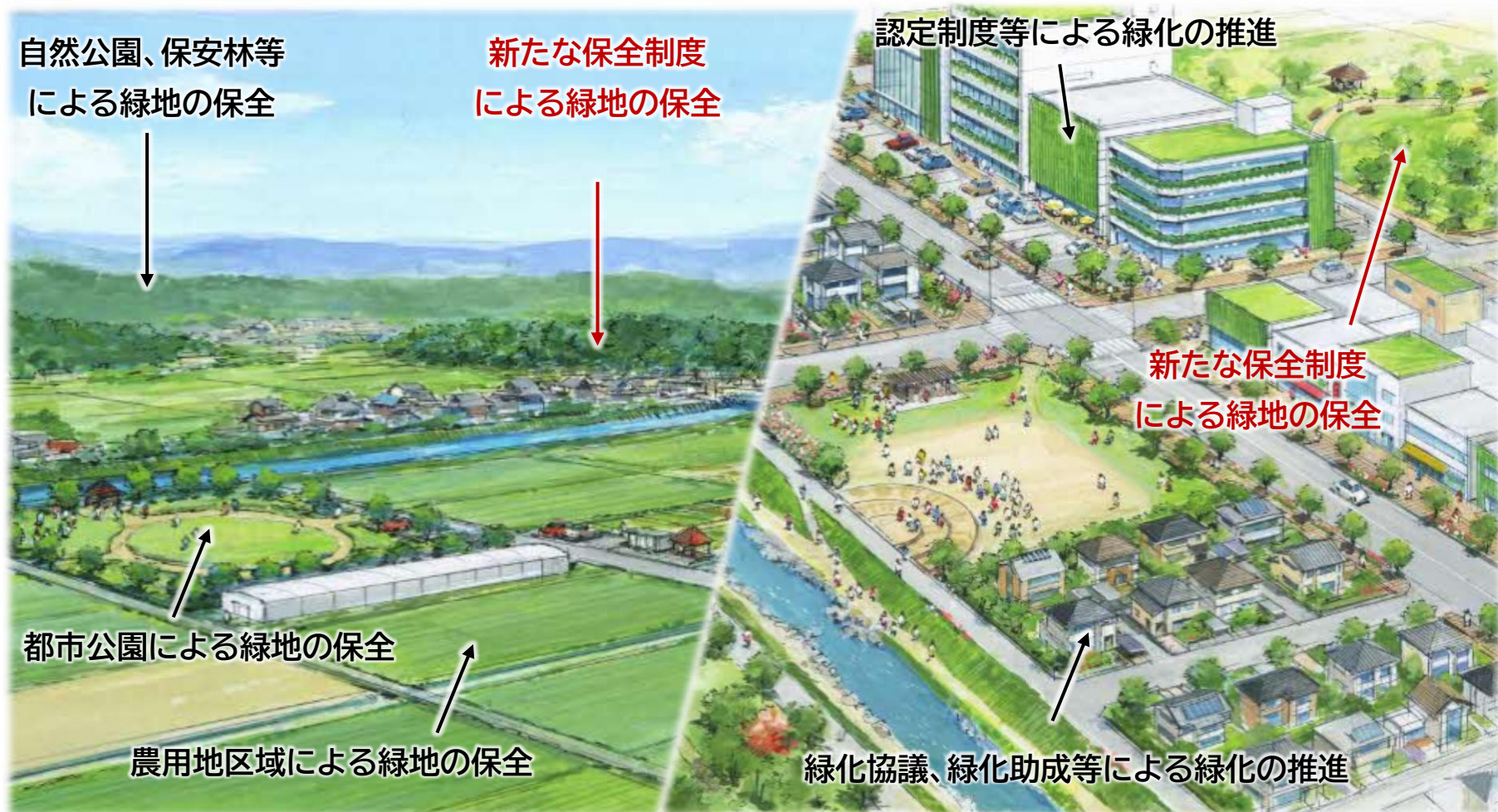
緑地(樹林)分布図(R6 緑被率結果)

既存の法制度で保全された緑地

新たな制度で保全する緑地

基本方針	方向性	検討事項	優先順位
緑地の保全	① 守るべき緑地はより厳しく保全（緑地の消失を防止）	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区制度の導入 	優先課題
	② ①よりも緩い規制で幅広く緑地を保全（緑地の消失を抑制）	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護地区制度の見直し 	
緑地の維持管理	③ 保全緑地の機能維持増進のための管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 管理協定の導入検討 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）の導入検討 地権者等への支援検討 等 	優先課題
	④ 保全緑地の活用	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地契約制度の導入検討 等 	優先課題
緑地の創出	⑤ 緑地の創出を推進する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定の締結推進 緑化地域制度の導入検討 認定市民緑地制度の導入検討 民有地緑化へのインセンティブ検討 等 	
	⑥ 既存の緑地認定制度との連携	<ul style="list-style-type: none"> 優良緑地確保計画認定制度、自然共生サイト、SEGES、ABINC等の認定者の情報発信 等 	

- 新たな緑地の保全制度とあわせ、自然公園法や森林法、都市公園法などの法令による保全や、民有地への緑化推進、優良緑地認定制度の活用等により総合的に緑地保全・緑化推進施策を展開



- 現環境保護地区制度では、指定要件や伐採等の行為制限や解除判断等の内容に課題がある
- 効果的に緑地を保全するためには、環境保護地区制度とあわせ法制度の導入が有効
- 環境保護地区の課題解決の有効な手段として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を導入

	項目	環境保護地区
1	指定基準	【問題】 2000m ² 未満の緑地を保全する手段がない
2	解除判断	【問題】 相続や売買から5年経過後等で指定解除が可能
3	行為制限	【問題】 届出制のため伐採や建築等の行為に対する制限が弱い
4	管理者	【問題】 土地所有者の高齢化等により管理が不足
5	買入	【問題】 買入のためには将来に亘って財源の確保が必要
6	支援	【問題】 交付金の金額の妥当性、活用のされ方が不明



特別緑地保全地区	
【特徴】	面積規定なし 指定には都市計画決定が必要
【特徴】	都市計画決定により原則変更不可
【特徴】	許可制のため伐採や新築等の行為に対する制限が強い
【特徴】	・管理協定の締結により 市又はみどり法人が管理可能
【特徴】	・行為不許可の際に地権者要望で買入 ・買入に国の支援が利用可能
【特徴】	・固定資産税や相続税等の税制優遇措置



環境保護地区
緩やかな規制の中で緑地を保全する制度として見直し

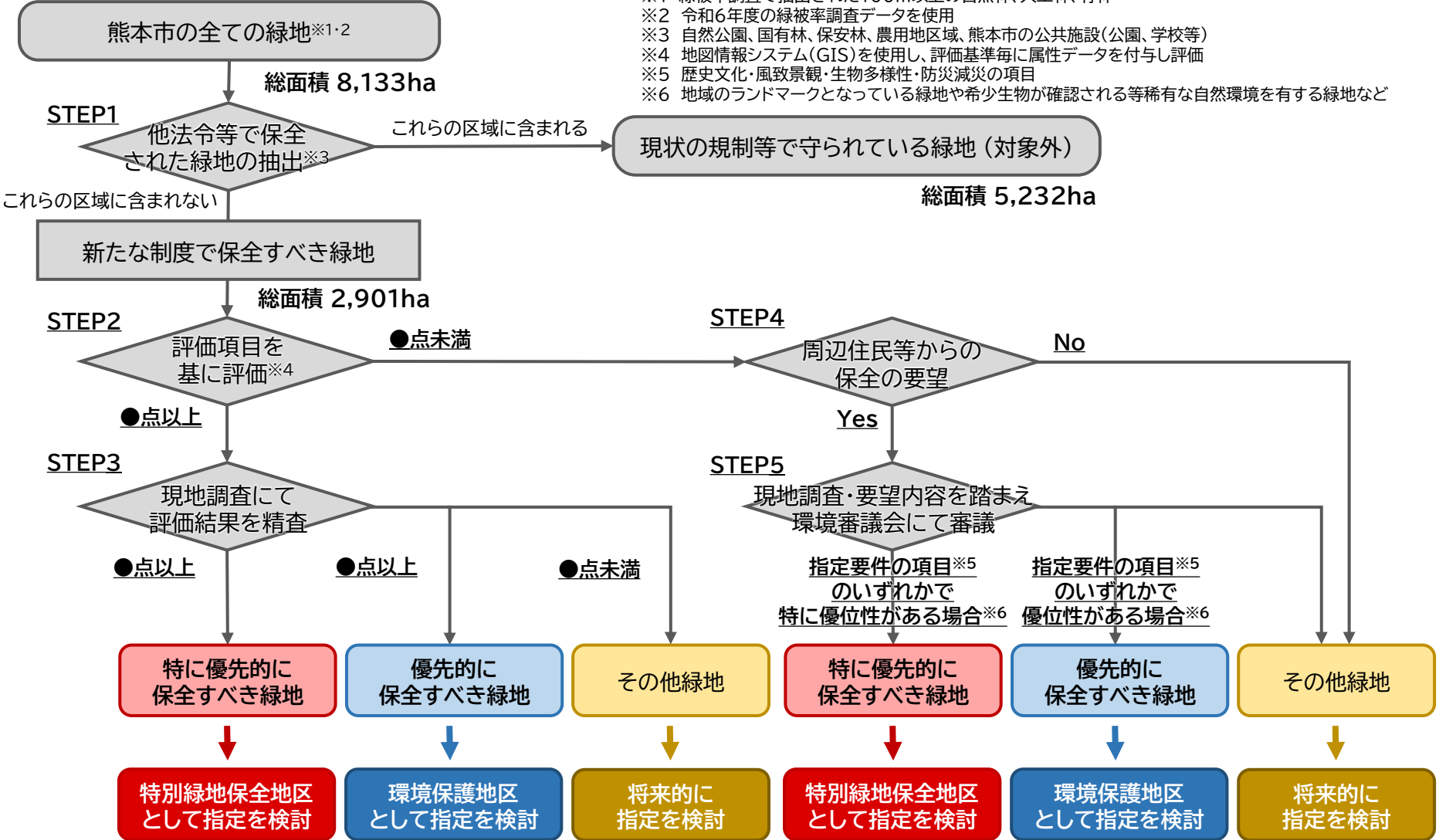
- 特別緑地保全地区や現環境保護地区の指定要件、都市緑地に関する国の基本方針などを基に、新たな緑地の保全制度により保全すべき緑地の定義を整理
- 各項目を基に現存する緑地の特性や機能を定量的に評価し、優先的に保全すべき緑地を抽出

項目	新たな保全制度により保全すべき緑地
歴史文化	神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、伝統的又は文化的意義を有する緑地 【特別緑地保全地区、環境保護地区の定義による】
風致景観	風致又は景観、特に河川、湖沼、湧水池その他の水辺と一体となった水辺景観が優れている緑地 【特別緑地保全地区、環境保護地区の定義による】
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の生息地又は生育地となっており、都市の生物多様性の保全に資する緑地 ・ 都市のエコロジカルネットワークの向上に資する緑地 【特別緑地保全地区、環境保護地区の定義、国の基本方針による】
防災減災	急傾斜地等における土砂災害防止などの防災減災、都市のレジリエンスの向上に資する緑地 【国の基本方針による】
気候変動対策	ヒートアイランド現象の緩和等の気候変動適応策として重要な緑地 【国の基本方針による】
Well-being向上	都市環境に起因する健康リスクの低減やWell-beingの向上に寄与する緑地 【国の基本方針による】
開発リスク	建築行為、開発行為による消失の可能性が高い緑地
行政計画	緑の基本計画などの行政計画に基づき重点的に緑地や景観等を守っていくべき緑地

優先的に保全すべき緑地の抽出方法(抽出フロー)

○ 以下のフローに基づき評価を実施し、優先的に保全すべき緑地を抽出

- ※1 緑被率調査で抽出された100㎡以上の自然林、人工林、竹林
- ※2 令和6年度の緑被率調査データを使用
- ※3 自然公園、国有林、保安林、農用地区域、熊本市の公共施設(公園、学校等)
- ※4 地図情報システム(GIS)を使用し、評価基準毎に属性データを付与し評価
- ※5 歴史文化・風致景観・生物多様性・防災減災の項目
- ※6 地域のランドマークとなっている緑地や希少生物が確認される等稀有な自然環境を有する緑地など



保全の要望があった場合はSTEP4へ

- 特別緑地保全地区と環境保護地区の制度の特徴を比較し、新たな環境保護地区の制度を検討
- 新たな環境保護地区では指定基準の見直しや買入制度の廃止、新たな支援などについて改正を検討

	項目	特別緑地保全地区	新たな環境保護地区
1	指定基準	【法規定による】 ・都市緑地法で規定	【今回改正】 ・特別緑地保全地区の定義・国の基本方針を踏まえ改正 ・面積規定は廃止、指定基準は改正(次頁のとおり)
2	解除判断	【法規定による】 ・都市計画法で規定 ・変更の場合は相応の理由が必要	【今回改正】 ・支援改正に伴い、保護協定に関する解除規定を改正 ・買入規定削除に伴い審議会への意見聴取フロー改正
3	行為制限	【法規定、運用指針による】 ・行為の内容は法、運用指針に準じる ・手続きは許可制(法規定)	【行為の内容:今回改正、手続き:現行どおり】 ・行為の内容は特別緑地保全地区に準じ改正 ・手続きは届出制のまま変更無し
4	管理者	【法規定による】 ・原則土地所有者 ・管理協定締結時は市又はみどり法人	【現行どおり】 ・土地所有者
5	買入	【法規定による】 ・行為不許可で要請があった場合 市又はみどり法人等が買入	【今回改正】 ・買入制度を廃止
6	支援	【法規定+今回創設】 ・法的支援+市独自の支援を検討	【今回改正】 ・現在の支援制度(指定交付金、協定協力金)に代わり、維持保全の支援の強化や技術支援、啓発などの支援を検討

- 面積規定は廃止し、2,000㎡未満の緑地についても保全対象とする
- 植生、緑量、景観に関する指定基準は、8つの評価項目に基づく定量的な評価基準に改正

項目	要件
規模	2,000㎡以上



項目	新たな環境保護地区
規模	廃止

+

以下の指標のいずれかの評価がAと判定されたもの

植生	緑地が成立した後の経過年数(植生自然度) A:数十年又は50年から100年
緑量	緑地における緑の面積 A:16,000㎡以上
景観	眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度 A:3点以上



8つの評価項目にて配点、合計点により緑地を評価

歴史文化	有形文化財、登録有形文化財、民俗文化財、記念物の周辺にある緑地
	神社・寺院の周辺にある緑地
風致景観	湧水地の周辺にある緑地
	水辺とつながりのある緑地(緑地の周辺の水辺の割合)
	風致地区に指定された緑地
生物多様性	生物多様性が高い緑地
	エコロジカルネットワークを構成する緑地(緑地の周辺の緑地の割合)
防災減災	土砂災害特別警戒区域を含む緑地
	土砂災害警戒区域を含む緑地(土砂災害特別警戒区域を除く)
	30°以上の急傾斜地を含む緑地(土砂災害特別警戒区域等を除く)
気候変動対策	校区別緑被率
Well-being向上	校区別人口密度
開発リスク	市街化区域の中に含まれる緑地
	集落内開発制度指定区域の中に含まれる緑地
	市街化調整区域の中に含まれる緑地(集落内開発制度指定区域を除く)
行政計画	景観計画に基づく重点地域と重なる緑地
	緑化重点地区と重なる緑地

- 緩やかに保全する制度として運用していくため、相続や売買等に伴う解除規定は原則現行どおり
- 一方、買入規定の廃止、面積規定の廃止や支援制度の見直しに伴い、関連項目の見直しを実施

現 環境保護地区での解除規定

環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

1	自然災害等で緑地が消滅	
2	公益上必要な施設の建築、建設等	
3	相続による所有者等の変更	経済的理由
4		相続後5年経過
5	売買等による所有者等の変更	売買等後5年経過
6	環境保護地区協定締結後10年経過	
7	市長がやむを得ないと特に認める場合	全体が2,000㎡未満
		その他事情等で審議会で指定解除が適当と判断



新たな環境保護地区での解除規定(案)

- ・土地所有者等の都合(項目3～6)により解除を行う場合は、事後報告
- ・それ以外の個別判断が必要な場合は、従前どおり意見聴取を実施

1	自然災害等で緑地が消滅	
2	公益上必要な施設の建築、建設等	
3	相続による所有者等の変更	経済的理由
4		相続後5年経過
5	売買等による所有者等の変更	売買等後5年経過
6	環境保護地区指定後10年経過	
7	市長がやむを得ないと特に認める場合	全体が2,000㎡未満
		その他事情等で審議会で指定解除が適当と判断

- 特別緑地保全地区と環境保護地区の2制度で運用をしていくにあたっては、地権者や地域住民、行政にとっての問題の解決のために必要かつ効果的な支援、活用方法の検討が必要

🏠 地権者にとっての問題、課題

問題	課題
緑地の管理が困難	管理支援制度の整備(助成、技術的支援、管理代行等)
土地利用が制限	利用制限に対する支援の整備(税制優遇等)
土地の資産価値の懸念	制度理解を促す情報提供と相談体制の構築

👥 地域住民にとっての問題、課題

問題	課題
維持管理等が放置された緑地による治安の不安	適切な維持管理の促進、地域と協働での管理・活用体制の構築
不法投棄や害獣の出没	適切な維持管理の促進、緑地の活用の促進

🏢 行政にとっての問題、課題

問題	課題
財政負担の増加	真に必要となる支援の検討、新たな財源の確保、市民・民間団体等との協力体制の構築
事務手続きの増加	制度運用時の事務手続きの簡素化、柔軟化
緑地のモニタリング体制が不足	必要人員の確保、専門技術者の配置、民間団体との連携、活用と一体となったモニタリングの実施

問題解決のための必要かつ効果的な支援、活用方法の検討が必要

特別緑地保全地区、環境保護地区に関する支援(案)

- 既存の指定交付金、協定協力金に代わり、維持保全の支援の強化や技術支援、啓発などの支援を検討
- あわせて、特別緑地保全地区においては、税制措置や管理・活用面で、より手厚い支援を検討

項目		現 環境保護地区
行為規制方法		届出制
支援案	税制措置	固定資産税等相当額 全額分交付
	維持保全	保護協定締結の場合 25円/㎡
	技術支援、啓発	支援なし
	管理、活用	支援なし



特別緑地保全地区	新たな環境保護地区
許可制	届出制
都市緑地法に基づく支援 ・固定資産税等の最大1/2減免 ・相続税の8割評価減 等	特別緑地保全地区の制度内容と比較のうえ支援のあり方を検討
現行の協定協力金は廃止も含め必要性を検討、新たに以下の支援を検討 ・危険木の伐採や越境木の剪定等に対する支援 ・災害防止や不法投棄防止等に対する支援	
新たに以下の支援を検討 ・剪定等の維持管理に対する相談体制の構築 ・保全、活用事例等に関する情報共有、提供	
新たに以下の支援を検討 ・管理協定制度に基づく管理代行 ・管理、活用協力団体等との連携、協働 ・中長期的な保全管理計画の策定	新たに以下の支援を検討 ・管理、活用協力団体等との連携、協働